

農地中間管理事業便覧

(令和元年度版)



【根拠の規程等の凡例】

- 法 : 農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 101 号)
- 施行令 : 農地中間管理事業の推進に関する法律施行令 (平成 26 年政令第 46 号)
- 施行規則 : 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則 (平成 26 年農林水産省令第 15 号)
- 基盤法 : 農業経営基盤強化促進法 (昭和 55 年法律第 65 号)
- 事業実施規程 : 農地中間管理事業の実施に関する規程 (平成 26 年 3 月 28 日岩手県知事認可)
- 委託実施要領 : 農地中間管理事業業務委託実施要領 (平成 26 年 4 月 1 日岩手県農業公社理事長決裁)

公益社団法人 岩手県農業公社

令和元年 11 月

目 次

I 農地中間管理事業の概要

- 1 農地中間管理事業の概要、法改正に伴う主な変更、借受希望者の募集区域・・・ 1

II 農用地等の貸借に係る手続き

- 1 借入の手続き・・・ 7
- 2 貸付の手続き・・・ 11
- 3 集積計画一括方式による借入・貸付の手続き・・・ 15
- 4 契約内容に係る変更手続き・・・ 21
 - (1) 借賃（賃借料）の変更手続き
 - (2) 出し手の変更（相続等）に係る手続き
 - (3) 受け手農家の変更（利用権の移転）手続き
 - (4) 解約の手続き
 - (5) 換地に伴う地積変更の手続き
 - (6) その他

III 主な留意点・・・ 24

- 1 農地の貸借マッチングについて
- 2 手数料について
- 3 市町村等への業務委託について
- 4 借賃（賃借料）に係る取扱いについて

IV 例規等

- 1 農地中間管理事業の推進に関する基本方針・・・ 26
- 2 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針・・・ 30
- 3 農地中間管理事業の実施に関する規程・・・ 50
- 4 農地中間管理事業業務委託実施要領・・・ 54
- 5 農地中間管理事業に係る農用地等の借受け希望者募集要項・・・ 67
- 6 農地コーディネーター配置要領・・・ 69
- 7 農地耕作条件改善事業業務規程・・・ 71
- 8 公益社団法人岩手県農業公社が所管する農地の転貸及び貸付に係る借賃等徴収要領・・・ 77
- 9 農用地利用配分計画の決定及び農用地利用配分計画によらない賃貸借等の設定にかかる利害関係人からの意見聴取取扱要領・・・ 86
- 10 借入から2年を経過した未貸付農地の借入契約解除の手続きについて・・・ 92

V 様 式

【借入関係】

- ・貸付希望農用地等調査票／記入例／・・・ 98
- ・農用地等の借入申出書（借入様式1号）・・・ 99

・農用地等の借入決定通知書（借入様式2号）／同借入辞退通知書（借入様式2号の1）	100
・農用地等集積計画作成申出書（借入様式2号の2）	102
・機構関連事業説明様式（様式2／様式3／様式5）	103
・農用地利用集積計画書／利用権設定関係／1各筆明細書（借入様式3号）	106
・同上／【借受】／2共通事項（借入様式3号の2）	108
・農用地集積計画一括方式同意書（借入様式3号の3（各筆明細））	111
・農用地等貸付申込み一覧（借入様式4号）	112
・契約データフォーマット（借入用）	113

【貸付関係】

・農用地利用配分計画案作成依頼書（貸付様式1号）	114
・優先順位検討表／配分計画添付資料／	115
・農用地利用配分計画案／1各筆明細（貸付様式2号）	116
・同上／2共通事項（貸付様式2号の2）	117
・同上／【添付書類】利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（貸付様式2号の3）	119
・農用地利用配分計画認可申請書（貸付様式3号）	123
・農用地利用配分計画／各筆明細（貸付様式3号の2）	124
・農用地等の貸付決定通知書（市町村宛）（貸付様式4号）／同（借受者宛）（貸付様式4号の2）	125
・農地等の利用状況報告書（貸付様式5号）	127
・農用地利用集積計画案（転貸）／1各筆明細（貸付様式6号）	129
・同上／2共通事項（貸付様式6号の2）	130
・農用地利用集積計画への同意に係る協議書（貸付様式7号）	132
・契約データフォーマット（貸付用）	133

【公募関係】

・借受け希望者の募集の区域の設定について（回答）（募集様式第1号）	134
・借受け希望者の募集の区域の設定変更について（通知）（募集様式第1号の2）	135
・農地中間管理事業に係る借受け希望者の募集（募集様式第2号）	136
・農用地等の借受け申請書（募集様式第3号、同号の2）	138
・農用地等の借受け申出の内容変更申出書（募集様式第4号）	140
・農用地等の借受け申出の取下げ申請書（募集様式第5号）	141
・（応募者一覧表）（募集様式第6号）	142

【契約変更関係】

・賃借料改定協議申出書	143
・賃借料の振込先変更について	144
・農用地賃貸借契約の解約について	146

VI 参考資料

・登録農地の募集について	147
・平成31年度事務分担表	149
・農地中間管理事業における先行事例集（平成30年度）	156

I 農地中間管理事業の 概要

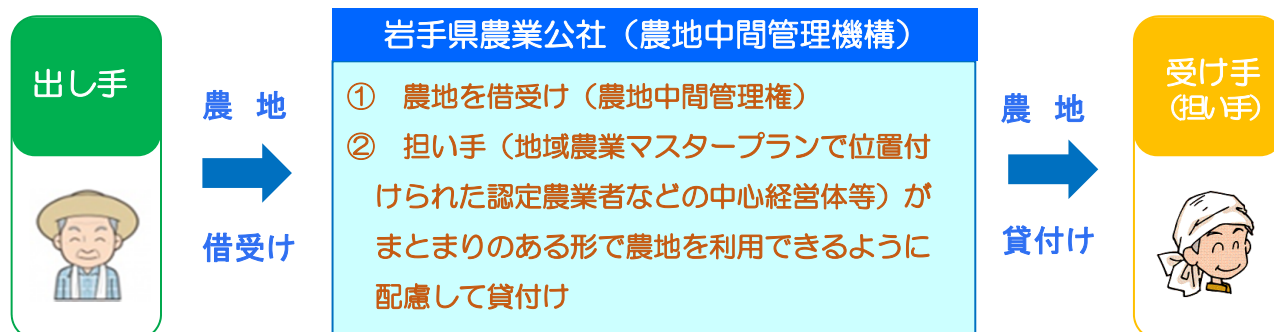
農地中間管理事業の概要

公益社団法人岩手県農業公社

農地中間管理事業とは

県内全域で作成した地域農業マスタープラン（人・農地プラン）を基本に捉え、担い手への農地集積・集約化により、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理機構（農地バンク）である公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社（機構）」という。）が、農地の借受け・貸付けを行うものです。

事業の仕組み



注）公社が借り受けた農地が担い手に貸し付けられずに2年経過した場合は、原則、所有者へ返還されます。

こんな時に頼りになる公社（機構）【活用例】

▶ 農業者が経営転換やリタイアする場合

経営転換やリタイアする農業者が農地を公社（機構）に貸すことにより、公社（機構）は担い手ごとの希望も踏まえ、利用農地をまとまりのある形に整理して担い手に貸付けます。

▶ 地域の担い手が相互間で分散している農地を交換したい場合

利用権の交換を希望する担い手それぞれが、公社（機構）に利用権を移し、公社（機構）は利用農地をまとまりのある形に整理して担い手に貸し、利用権の交換が簡易に行えるようにします。

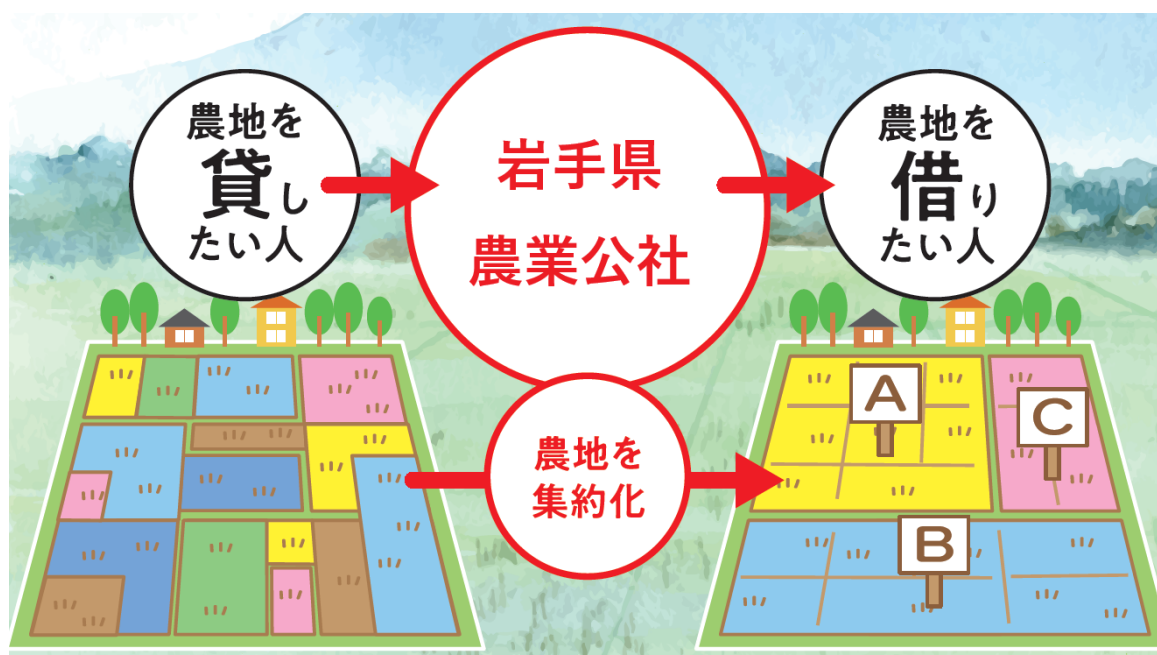
▶ 農地を貸したいが受け手がない場合

受け手が見つからない農地については、「登録農地」として整理し、所有者自らが探すよりも効率的に受け手を見つけます。

▶ 遊休農地を活用する場合

農地利用可能と判断した場合、公社（機構）が借受け、条件整備（出し手も一部負担）を実施し、借受希望者を募集し貸付けます。

農地の集約（イメージ）



農地の集積・集約化で生産コスト削減！

／ 今回の見直しでこう変わります！

地域の未来の設計図である「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」を中心に、関係者が一体となって農地の利用集積・集約化を推進します。

1. 市町村単位で設置する「人・農地問題解決加速化推進チーム」による「地域農業マスタープラン(人・農地プラン)」の実質化の取組を支援します。

- 農業委員会が行うアンケート等を基に、地域内の農地の利用状況、後継者等の状況等を地図化して、話し合いを進めます。
- 地域の話合いにコーディネーター役（農業委員・農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」）、JA、土地改良区等）が参加し、将来の担い手と農地利用に関する方針を定めます。

2. 公社(機構)の手続きを簡素化するなど、使いやすくします。

- 申請から貸付けまでの期間が短縮されます。
- 利用状況報告を廃止します。
- 農地利用集積円滑化団体が行う農地利用集積円滑化事業を、農地中間管理事業に統合一体化します。（令和2年4月予定）

3. 中山間地域の機構集積協力金の要件が大幅に緩和されます。

- 中山間地域の機構集積協力金の最低機構活用率要件が平地の1/5（平地：20%、中山間：4%）になります。

4. 新規就農者に対する交付金の対象年齢が引き上げられます。

- 交付金の対象年齢が50歳未満になります（年間最大150万円）。
- 親元就農も、農地の利用権設定だけでも対象となります。

農林水産省HP「農地中間管理機構（農地集積バンク）に関する資料」から抜粋

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/attach/pdf/index-133.pdf>

1. 農地バンク事業の事務手続の簡素化

(1) 概要

見直しのポイント

- 農地バンク事業の事務手続全般について、現場の実態を踏まえ、**簡素化**(施行日は、本年11月1日を予定)

	見直し前	見直し後	該当ページ
集積手法全体のスキーム	市町村の集積計画と農地バンクの配分計画の2つの計画が必要	○ 出し手と受け手のマッチングが整っている場合には、集積計画のみで農地バンクへの借入れ・転貸が可能な仕組み(集積計画一括方式)を創設 ○ 再配分は配分計画で行うため、配分計画は存置	P2～9
配分計画	縦覧(2週間)は必須 (利害関係人への意見聴取)	○ 縦覧は廃止 ○ 代替措置として、利害関係人への意見聴取を法的に位置付け	P10
	配分計画の案の作成主体	○ 旧円滑化団体(JA、市町村公社)のうち、特色ある取組を行っている者を追加	P11
	利用状況報告	○ 原則、廃止 (リース方式の要件により借り受けた者(一般企業等)には、引き続き、義務付け) ○ 提出の報告先を、農業委員会に統一	P12
業務委託	全ての業務委託について知事承認が必要	○ 農用地等の管理等について、知事があらかじめ指定する者に対して委託する場合には、知事承認不要	P13

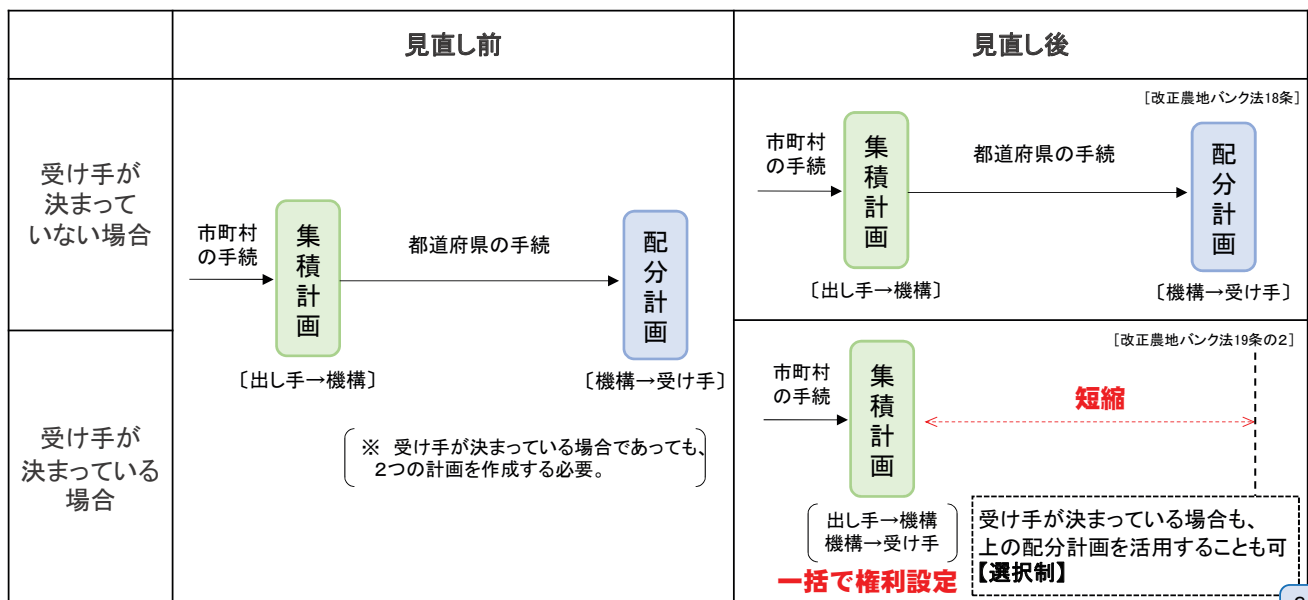
1

1. 農地バンク事業の事務手続の簡素化

(2) 農地バンクを通じた担い手への転貸手法の簡素化

見直しのポイント

- 従来は、農地バンクの借入れ・転貸について、市町村の集積計画と農地バンクの配分計画が必要であったため、手続が複雑で、時間が掛かっていた。
- 今回の見直しにより、現場の実態を踏まえ、出し手と受け手のマッチングが整っている場合には、**市町村の集積計画のみで手続が完了する仕組みを創設**。



2

1. 農地バンク事業の事務手続の簡素化

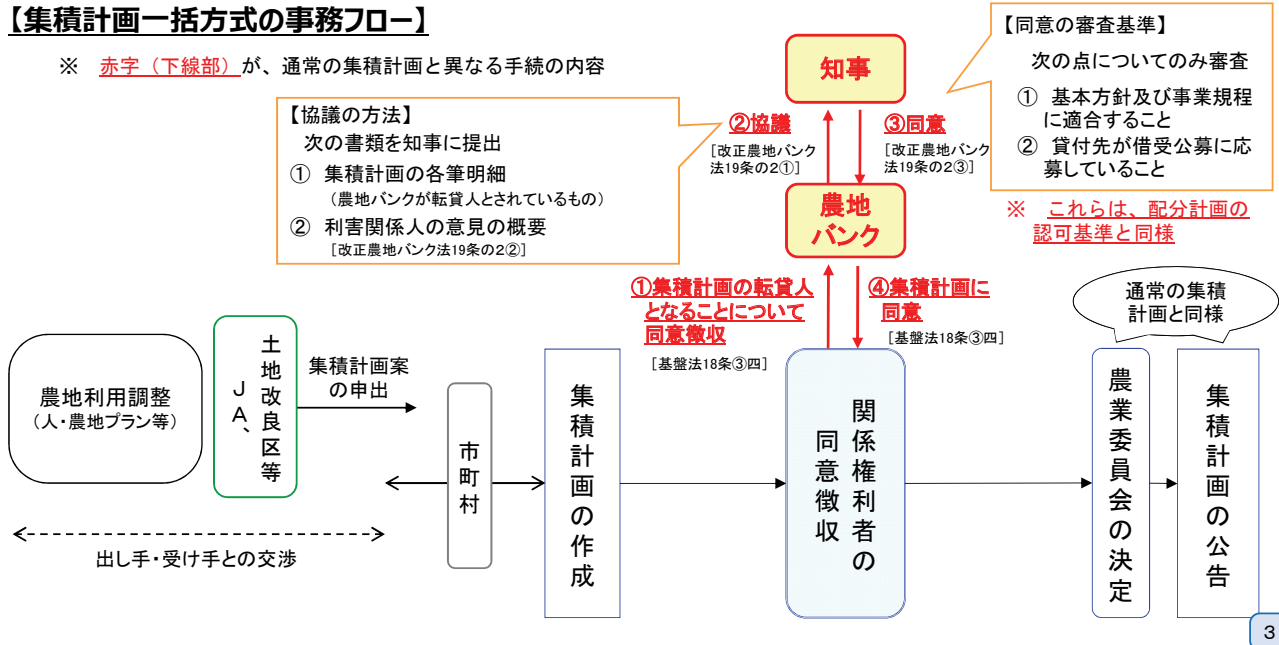
(3) 集積計画一括方式の概要

ポイント

- 地域の話合いを通じて、出し手と受け手のマッチングが整っている場合には、**1つの集積計画で「出し手→農地バンク」の貸借、「農地バンク→受け手」の貸借という2つの貸借を一括で設定可能。**
- 農地バンクの転貸先が、農地バンク事業の基本方針に適合することを担保するため、**知事協議**が必要。

【集積計画一括方式の事務フロー】

※ **赤字（下線部）**が、通常の集積計画と異なる手続の内容



1. 農地バンク事業の事務手続の簡素化

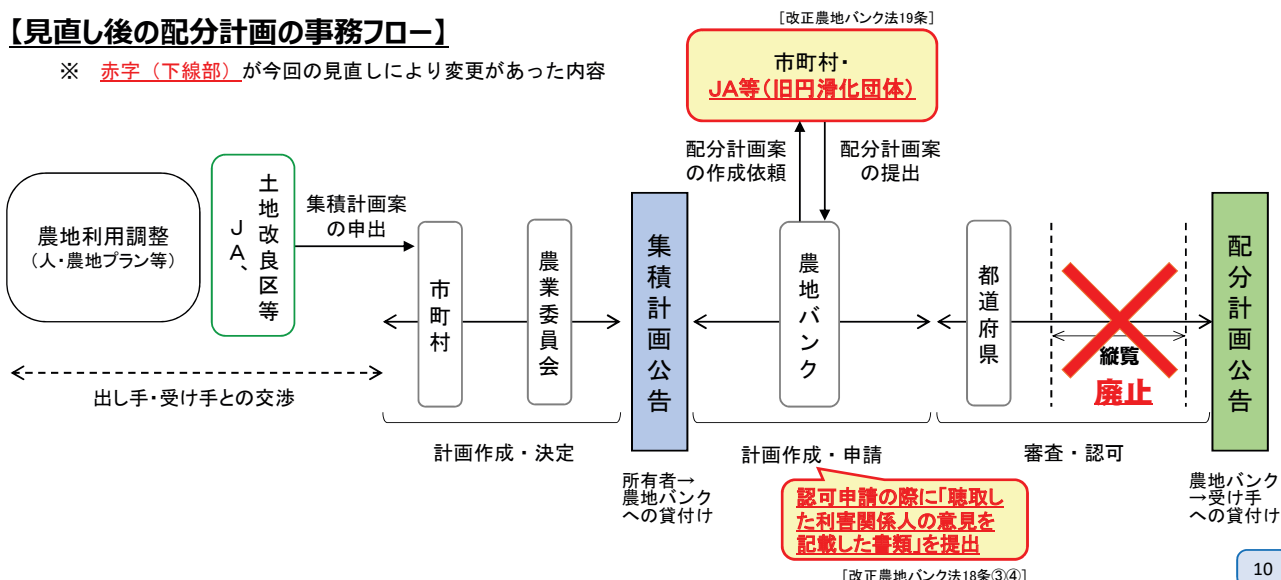
(7) 新たな配分計画の事務手続

見直しのポイント

- 配分計画は、農地バンクが定期的に担い手の意向を把握し、権利調整を行った上で作成されている実態があり、その結果、配分計画の縦覧に対する意見が1件も提出されなかったことを踏まえ、**縦覧手続を廃止**（代替措置として、農地バンクは、配分計画を定める場合には、あらかじめ利害関係人の意見を聴取〔P4～5〕）
- 配分計画の案の作成者として、**農用地の利用の促進を行う者であって市町村が指定する者**（旧円滑化団体のうち実績のある者（JA、市町村公社））を**追加**

【見直し後の配分計画の事務フロー】

※ **赤字（下線部）**が今回の見直しにより変更があった内容



(別表) 募集区域

市町村名	区域名	農用地等の特徴						担い手の状況 (注3)
		農業地域類型 (注1)	主な作付（飼養）作目(注2)					
			第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	
盛岡市	市内の全区域	都市的地域	稲作	果樹	野菜	肉用牛	酪農	2
宮古市	市内の全区域	都市的地域	稲作	野菜	肉用牛	工芸	果樹	1
大船渡市	市内の全区域	山間地域	稲作	花卉・花木	酪農	畑作	野菜	1
花巻市	市内の全区域	中間地域	稲作	果樹	野菜	肉用牛	花卉・花木	3
北上市	立花	平地地域	稲作	野菜	果樹	肉用牛	花卉・花木	3
	黒岩	平地地域	稲作	野菜	果樹	肉用牛	花卉・花木	
	口内	平地地域	稲作	野菜	果樹	肉用牛	花卉・花木	
	稲瀬	平地地域	稲作	野菜	果樹	肉用牛	花卉・花木	
	飯豊	平地地域	稲作	野菜	果樹	肉用牛	花卉・花木	
	二子	平地地域	稲作	野菜	果樹	肉用牛	花卉・花木	
	更木	平地地域	稲作	野菜	果樹	肉用牛	花卉・花木	
	南部	平地地域	稲作	野菜	果樹	肉用牛	花卉・花木	
	江釣子	平地地域	稲作	野菜	果樹	肉用牛	花卉・花木	
	和賀町	平地地域	稲作	野菜	果樹	肉用牛	花卉・花木	
	岩崎	中間地域	稲作	野菜	果樹	肉用牛	花卉・花木	
	煤孫	平地地域	稲作	野菜	果樹	肉用牛	花卉・花木	
	横川目	山間地域	稲作	野菜	果樹	肉用牛	花卉・花木	
久慈市	市内の全区域	山間地域	野菜	稲作	肉用牛	酪農	畑作	1
遠野市	市内の全区域	山間地域	稲作	肉用牛	野菜	酪農	工芸	1
一関市	市内の全区域	中間地域	稲作	肉用牛	野菜	花卉・花木	果樹	2
陸前高田市	市内の全区域	山間地域	稲作	果樹	野菜	畑作	花卉・花木	2
釜石市	市内の全区域	都市的地域	稲作	野菜	肉用牛	果樹	花卉・花木	1
二戸市	市内の全区域	中間地域	稲作	工芸	野菜	果樹	畑作	2
八幡平市	市内の全区域	中間地域	稲作	野菜	花卉・花木	肉用牛	酪農	3
奥州市	市内の全区域	中間地域	稲作	肉用牛	野菜	果樹	花卉・花木	3
滝沢市	市内の全区域	中間地域	稲作	酪農	野菜	肉用牛	果樹	2
雫石町	町内の全区域	中間地域	稲作	肉用牛	野菜	花卉・花木	酪農	4
葛巻町	町内の全区域	山間地域	酪農	肉用牛	野菜	稲作	畑作	3
岩手町	町内の全区域	中間地域	稲作	野菜	工芸	肉用牛	酪農	3
紫波町	町内の全区域	中間地域	稲作	果樹	野菜	肉用牛	花卉・花木	4
矢巾町	町内の全区域	平地地域	稲作	野菜	果樹	肉用牛	花卉・花木	3
西和賀町	町内の全区域	山間地域	稲作	花卉・花木	肉用牛	酪農	野菜	2
金ヶ崎町	町内の全区域	平地地域	稲作	野菜	酪農	肉用牛	果樹	3
平泉町	町内の全区域	平地地域	稲作	肉用牛	野菜	果樹	花卉・花木	2
住田町	町内の全区域	山間地域	稲作	野菜	養鶏	工芸	肉用牛	2
大槌町	町内の全区域	山間地域	稲作	野菜	肉用牛	酪農	果樹	1
山田町	町内の全区域	山間地域	稲作	野菜	花卉・花木	肉用牛	果樹	2
岩泉町	町内の全区域	山間地域	肉用牛	稲作	酪農	野菜	畑作	2
田野畑村	村内の全区域	山間地域	野菜	肉用牛	酪農	稲作	果樹	2
普代村	村内の全区域	山間地域	野菜	稲作	畑作	花卉・花木	酪農	2
軽米町	町内の全区域	中間地域	稲作	工芸	野菜	肉用牛	果樹	2
野田村	村内の全区域	山間地域	野菜	稲作	果樹	畑作	花卉・花木	2
九戸村	村内の全区域	中間地域	稲作	野菜	工芸	花卉・花木	養鶏	4
洋野町	町内の全区域	中間地域	稲作	野菜	肉用牛	酪農	養鶏	1
一戸町	町内の全区域	中間地域	稲作	野菜	工芸	酪農	果樹	2

(注1) 農業地域類型は、2006年農水省公表による。

(注2) 主な作付(飼養)作目は、農家毎の第1位販売作目の農家割合が高い順に上位5位までを記載(2010センサス販売農家の経営類型調査結果)

(注3) 担い手の状況は、市町村単位の「担い手への農地集積率(H24)」を活用して4段階で区分
「1」:25%未満 「2」:25%以上50%未満 「3」:50%以上75%未満 「4」:75%以上

Ⅱ 農用地等の貸借に係る 手続き

1 借入の手続き

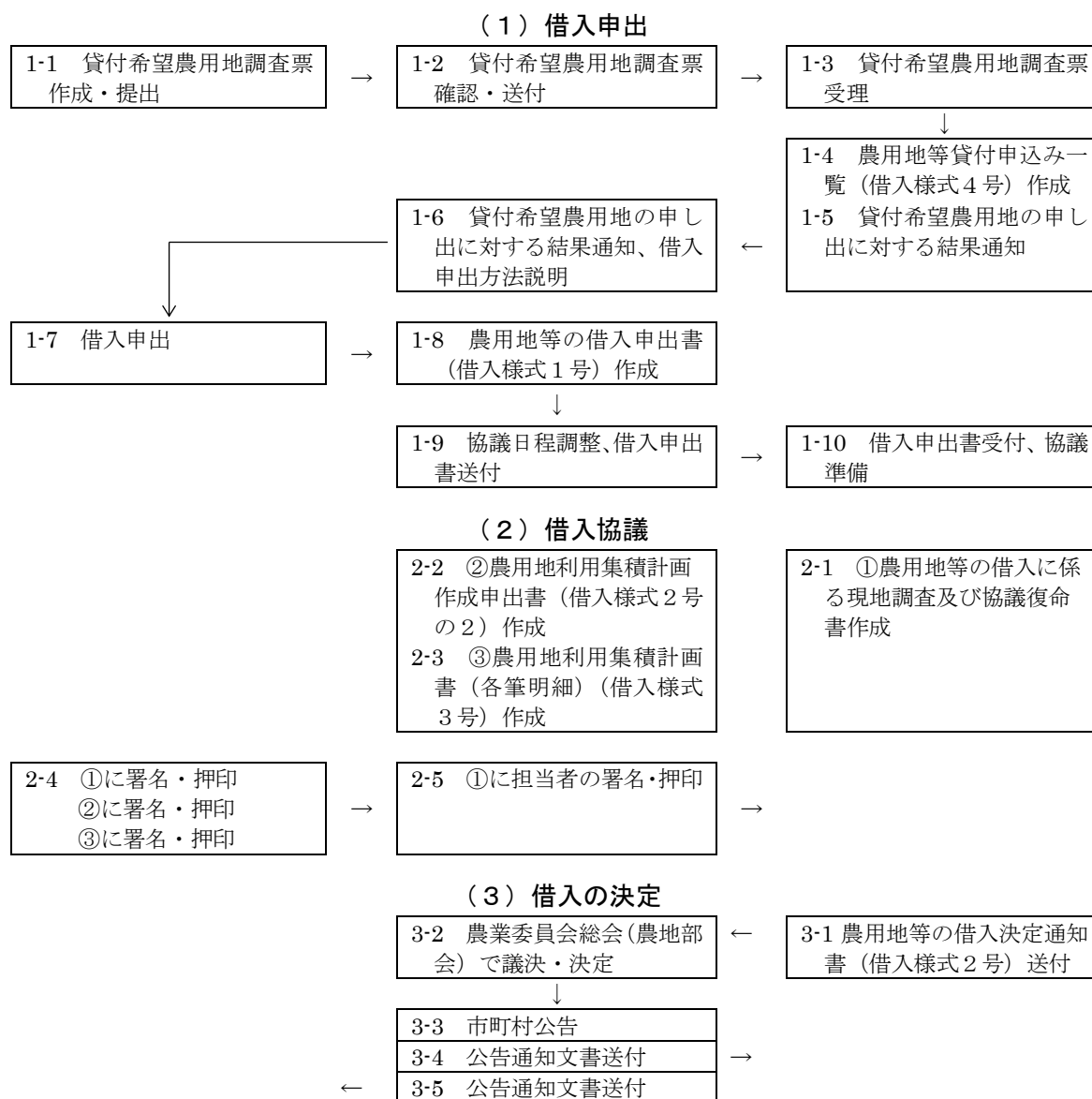
【事務フロー】

農地所有者（出し手）

市町村・農業委員会

公社（機構）

（０）出し手の情報収集・機運醸成



【個別の手順】

（０）出し手の情報収集・機運醸成

【根拠：法第 26 条、事業実施規程第 5 条】

- 市町村及び農業委員会は、農業委員・農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）、公社、県及び関係機関・団体と連携し、農家意向調査や地域農業マスタ

ープランの実質化に向けた地域の話合い等から得られた出し手の情報を共有するとともに、農地中間管理事業を活用した農地集積・集約化の機運醸成を図ります。

(1) 借入申出

1-1 貸付希望農用地調査票作成・提出（出し手）

【根拠：事業実施規程第7条、第9条】

- 農地所有者（出し手）は、貸付けを希望する農地について、「貸付希望農用地調査票（別紙様式、以下（調査票））」に必要事項を記載し、市町村に提出します。
- ※ 市町村は、農業委員・推進委員及び公社農地コーディネーターと連携して、調査票作成に当たっての詳細情報の把握を支援します。
- ※ 希望賃借料については、近傍類似の価格等を参考に、農業委員・推進委員及び公社農地コーディネーターが助言のうえ、公社と所有者が協議し決定します。

1-2 貸付希望農用地調査票内容確認・送付（市町村）

【根拠：事業実施規程第4条各号、委託実施要領第3条（2）】

- 市町村は、農地所有者から提出のあった調査票について、次の事項を確認します。
- ※ 公社が借受する農用地等（農地中間管理権を取得する農用地）に該当するか否か。下記に該当する場合は、公社が借受する農用地等としない。
 - ・農業委員会が再生不能と判定した遊休農地、その他農用地等として利用することが著しく困難な農用地等
 - ・土地の境界が未確定である等利用権設定上の支障がある農用地等
- ※ 借受希望者が見込める農用地であるか否か。

1-3 貸付希望農用地調査票受理

1-4 農用地等貸付申込み一覧（借入様式4号）作成（公社）

【根拠：事業実施規程第7条第1項、第2項】

- 公社は、市町村から送付のあった調査票に基づき、農用地等貸付申込み一覧（借入様式4号）を作成します。
- ※ 上記のうち、直ちに借受希望者が見込めない農用地については、登録農地として整理し、閲覧に供します。

1-5 貸付希望農用地の申し出に対する結果通知（公社）

【根拠：事業実施規程第7条第2項、第3項】

- 公社は、農用地の整理結果について、市町村を通じて所有者に通知します。

1-6 貸付希望農用地の申し出に対する結果通知、借入申出方法説明（市町村）

1-7 借入申出（所有者）

1-8 農用地等の借入申出書（借入様式1号）作成（市町村）

【根拠：事業実施規程第7条第3項、委託実施要領第3条（2）】

- 市町村は、上記の整理結果を踏まえ、所有者に借入申出の方法等の説明を行います。

※ 説明、確認事項

- ① 所有者、農地の所在（位置）、面積等の確認
 - ② 農地中間管理権を取得する農用地等の基準【規程第4条】の説明
 - ③ 貸借期間【規程第7条第6項】の説明
 - ④ 賃借料【規程第10条】の説明
 - ・毎年12月20日までに出し手が指定した口座に公社が振り込むこと
 - ⑤ 公社手数料【規程第10条】の説明
 - ⑥ 共通事項（転貸、修繕費及び租税公課等の取扱い、返還時の原状復帰の限定等）の説明
 - ⑦ 土地改良区賦課金等の状況確認（延滞、負担者）
 - ⑧ 解除・解約【規程第12条】、利用条件改善【規程第13条】の手続きの説明
 - ⑨ 貸付先ルール【規程第8条】の説明
- 市町村は、所有者からの借入申出に基づき、農用地等の借入申出書（借入様式1号）を作成します。

※ 添付書類

- ・土地の登記事項全部証明書
 - ・位置図または公図の写し
- 借入申出書の作成に当たっては、「機構関連事業」が行われることがある旨、書面の交付により説明（様式該当部分にチェックを入れる）を行います。
- ※ 賃料支払及び契約データ管理のため、各筆明細の所定様式に加え、「データフォーマット」の作成・提出をお願いします。

1-9 協議日程調整、借入申出書送付（市町村）

【根拠：委託実施要領第3条（2）】

- 市町村は、所有者との調整により協議日程を決定し、公社に日程を通知します。
- 市町村は、借入申出書の本体書面及び添付書類を、電子データと併せて公社に送付します。

1-10 借入申出書受付、協議準備（公社）

- 公社は、借入申出書を受け付け、協議に必要な資料作成等準備を進めます。

【留意事項】

- ※ 実務上は、受け手と出し手のマッチングを円滑に行うため、貸付協議に向けた事務と並行して進めます。
- ※ また、受け手と出し手の条件（賃料等）の食い違いを避けるため、借入協議と貸付協議（各様式への押印）についても、同一の協議日程で行えるよう調整することが望ましいです。

(2) 借入協議

2-1 ①農用地等の借入に係る現地調査及び協議復命書作成（公社）

2-2 ②農用地利用集積計画作成申出書（借入様式2号の2）作成（市町村）

2-3 ③農用地利用集積計画書（各筆明細）（借入様式3号）作成（市町村）

【根拠：委託実施要領第3条（2）】

- 公社及び市町村は、担当区分に従い、借入協議に必要な所定の資料を調製します。

2-4 ①②③署名・押印（所有者）

2-5 ①署名・押印（市町村担当者）

- 借入協議の場において、所有者が記載内容を確認のうえ、署名・押印を行います。
※ 押印する印鑑の種類及び添付書類は、該当する市町村農業委員会事務局と確認願います。なお、賃借料の振込口座の写しを添付しますが、使用貸借の場合は添付不要です。

- 市町村担当者は、①の書類について、所有者の署名・押印を確認したうえで、署名・押印を行います。

(3) 借入の決定

3-1 農用地等の借入決定通知書（借入様式2号）送付（公社）

【根拠：事業実施規程第7条第2項】

- 公社は、農用地等の借入決定通知書（借入様式2号）に農用地利用集積計画作成申出書及び農用地利用集積計画書（各筆明細）を添付し、市町村に送付します。
※ 公社は、農用地等の借入を辞退する場合、農用地等の借入辞退通知書（借入様式2号の1）を市町村に送付します。

3-2 農業委員会総会（農地部会）で議決・決定（農業委員会）

【根拠：基盤法第18条】

- 市町村は、農用地利用集積計画書を農業委員会に送付し、農業委員会総会（農地部会）での決定を踏まえ、農用地利用集積計画を定めます。

3-3 市町村公告（市町村）

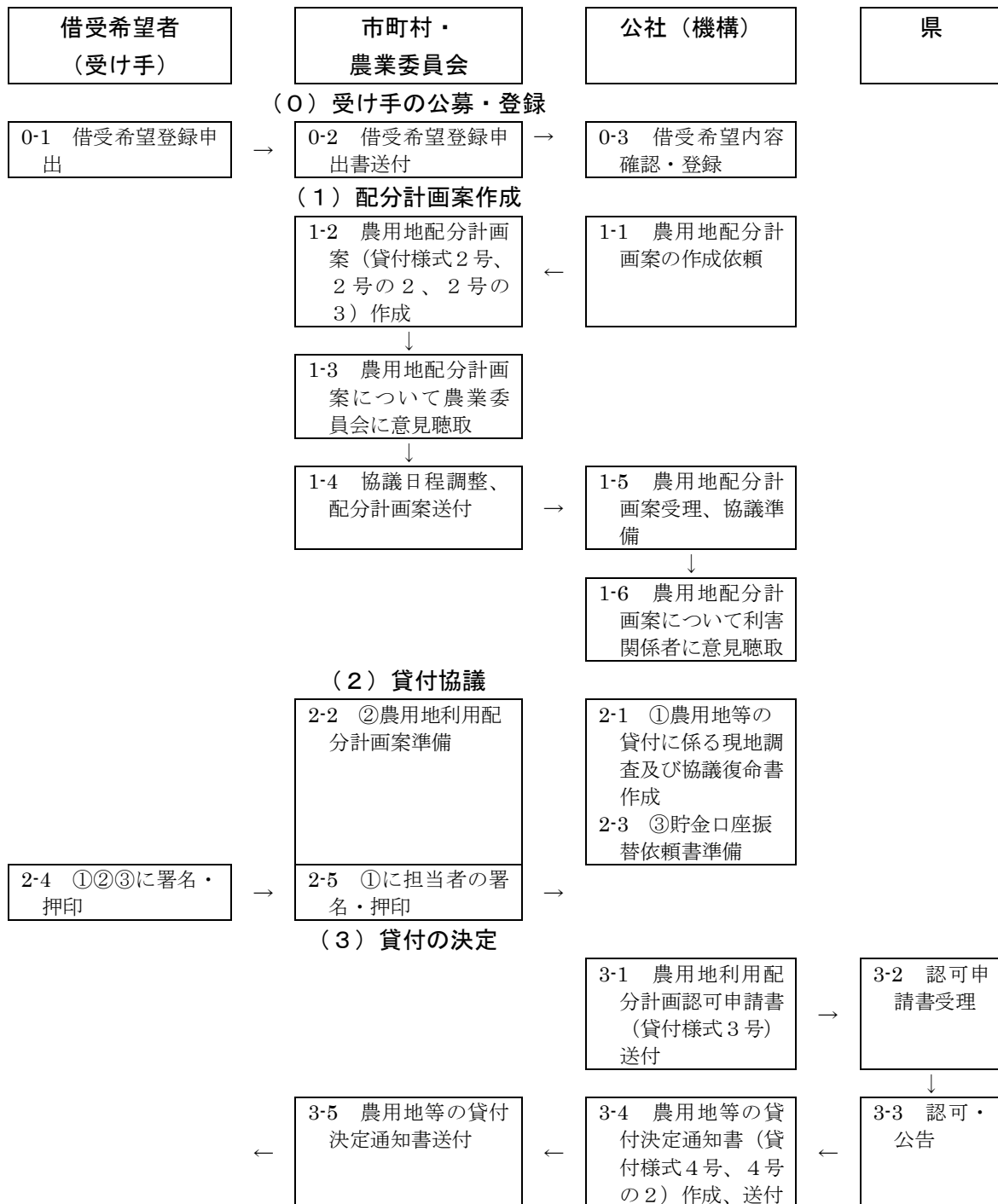
3-4、3-5 公告通知文書送付（公社あて、所有者あて；市町村）

【根拠：基盤法第19条】

- 市町村は、決定した農用地利用集積計画を公告するとともに、公告した旨を公社及び所有者に通知します。

2 貸付の手続き

【事務フロー】



【個別の手順】

（０）受け手の公募・登録

【根拠：法第 17 条、事業実施規程第 6 条、農地中間管理事業に係る農用地等の借受け希望者募集要項】

- 公社は、原則として農地の属する市町村の募集区域ごとに受け手を募集しています。募集期間は通年です。

0-1 借受希望登録申出（借受希望者）

0-2 借受希望登録申出書送付（市町村）

- 借受希望者は、農用地等の借受け申出書（募集様式第 3 号）により、次の事項を募集区域ごとに市町村を通じて申し出ます。

- (1) 希望する農用地等の種別、面積その他希望する農用地等の条件
- (2) 借り受けた農用地等に作付けする作物の種別
- (3) 借受けを希望する期間
- (4) 農業経営の状況
- (5) 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由

0-3 借受希望内容確認・登録（公社）

- 公社は、応募のあった借受希望者（以下「応募者」という。）の情報を募集様式第 6 号により整理・登録するとともに、応募者の氏名又は名称、及び上記の(1)、(2)、(4)の情報を、ホームページで公表します。

0-4 借受け申出の内容変更（借受希望者）

- 借受希望者は、農用地等の借受け申出書で申し出た内容に変更があった場合、農用地等の借受け申出の内容変更申出書（募集様式第 4 号）により、その変更内容を申し出ます。

0-5 借受け申出の取下げ（借受希望者）

- 借受希望者は、借受け申出を取り下げる場合、農用地等の借受け申出の取下げ申出書（募集様式第 5 号）により、取下げの理由を付して申し出ます。

（１）配分計画案作成

1-1 農用地配分計画案（貸付様式 1 号）の作成依頼（公社）

【根拠：法第 19 条、事業実施規程第 8 条第 4 項】

- 公社は、市町村に対し、農用地利用配分計画案の作成・提出を依頼します。

1-2 農用地配分計画案（貸付様式 2 号、2 号の 2、2 号の 3）作成（市町村）

【根拠：法第 19 条、事業実施規程第 8 条】

- 市町村は、借受希望者の意向を踏まえ、農用地利用配分計画案（貸付様式 2 号、2 号の 2、2 号の 3）を作成します。

※複数の借受希望者が候補になる場合、優先順位の検討を十分に行うとともに、受け手の経営の効率化に資するよう、関係機関とも協議のうえ配分計画案を作成願います。

1-3 農用地配分計画案について農業委員会に意見聴取（市町村）

【根拠：法第 19 条、事業実施規程第 8 条】

- 市町村は、上記農用地利用配分計画案に優先順位検討表を付して、農業委員会に送付します。

1-4 協議日程調整、配分計画案送付（市町村）

【根拠：法第 19 条、委託実施要領第 3 条（3）】

- 市町村は、受け手との調整により協議日程を決定し、公社に日程を通知します。
- 市町村は、農用地利用配分計画案に農業委員会の意見を付して、電子データと併せて公社に送付します。
- ※ 賃料支払及び契約データ管理のため、各筆明細の所定様式に加え、「データフォーマット」の作成・提出をお願いします。

1-5 農用地配分計画案受理、協議準備（公社）

- 公社は、農用地配分計画案を受け付け、協議に必要な資料作成等準備を進めます。

1-6 農用地配分計画案について利害関係者に意見聴取

【根拠：法第 18 条第 3 項、事業実施規程第 8 条第 1 項】

- 公社は、送付のあった農用地利用配分計画案について、一定期間、公社ホームページに掲示し、利害関係者から意見を聴取します。
- 公社は、利害関係者から意見があった場合、市町村に通知します。

【留意事項（一部再掲）】

- ※ 実務上は、受け手と出し手のマッチングを円滑に行うため、借入協議に向けた事務と並行して進めます。
- ※ また、受け手と出し手の条件（賃料等）の食い違いを避けるため、借入協議と貸付協議（各様式への押印）についても、同一の協議日程で行えるよう調整することが望ましいです。
- ※ 利害関係者からの意見に基づき、配分計画案を変更する場合は、該当する農用地の受け手に通知し、調整のうえ変更する必要があります。

（2）貸付協議

2-1 ①農用地等の貸付に係る現地調査及び協議復命書作成（公社）

2-2 ②農用地利用配分計画案準備（市町村）

2-3 ③貯金口座振替依頼書準備（公社）

【根拠：法第 19 条、委託実施要領第 3 条（3）】

- 公社及び市町村は、担当区分に従い、借入協議に必要な所定の資料を調製します。

2-4 ①②③署名・押印（借入希望者）

2-5 ①署名・押印（市町村担当者）

- 貸付協議の場において、借入希望者が記載内容を確認のうえ、署名・押印（認印または通帳印）を行います。
- ※ 借入希望者は振替口座の通帳（写）、振替口座の通帳印、住民票等を持参します。
- 市町村担当者は、①の書類について、所有者の署名・押印を確認したうえで、署名・押印を行います。

（３）貸付の決定

【根拠：法第 18 条】

3-1 農用地利用配分計画認可申請書（貸付様式 3 号）送付（公社）

- 公社は、農用地利用配分計画認可申請書（貸付様式 3 号）に農用地利用配分計画書及び関係資料を添付し、県に送付します。

3-2 認可申請書受理（県）

- 県は、農用地利用配分計画認可申請書を受理します。

3-3 認可・公告（県）

- 県は、農用地利用配分計画を認可・公告し、公社に通知します。

3-4 農用地等の貸付決定通知書（貸付様式 4 号、4 号の 2）作成、送付（公社）

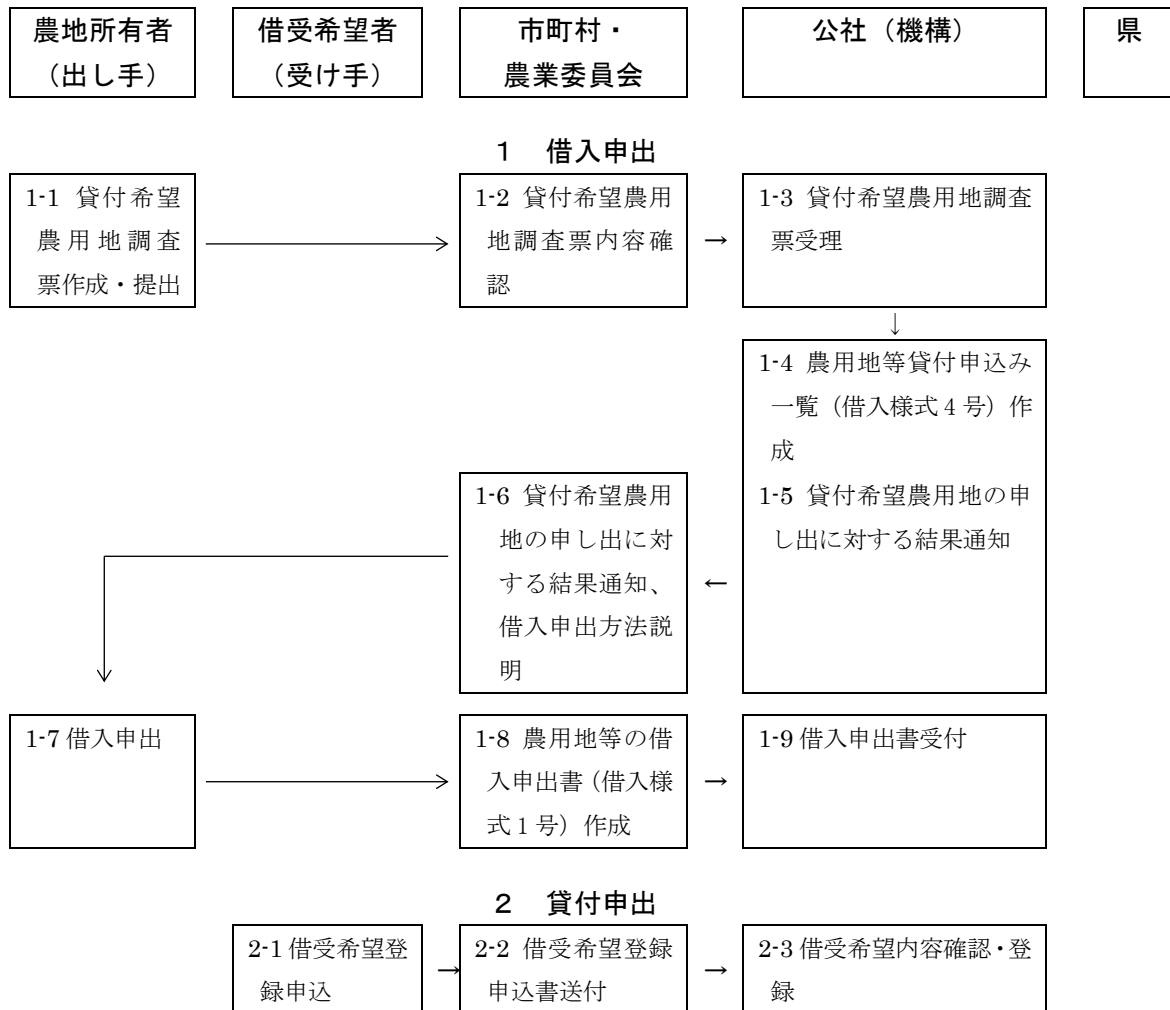
- 公社は、農用地等の貸付決定通知書（貸付様式 4 号、4 号の 2）に農用地利用配分計画の認可公告の写しを添付し、市町村に通知します。

3-5 農用地等の貸付決定通知書送付（市町村）

- 市町村は、公社から送付された農用地等の貸付決定通知書を借受希望者に送付します。

3 集積計画一括方式による借入・貸付の手続き【令元. 11. 1 施行】

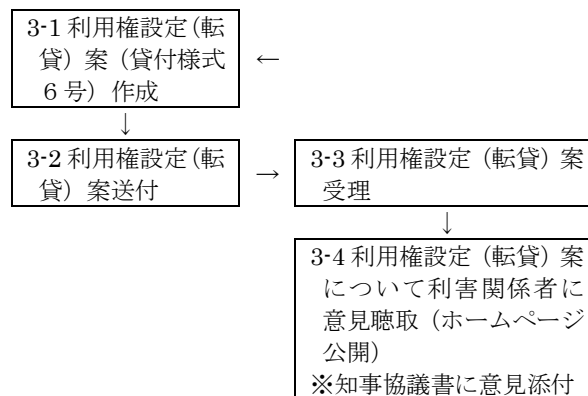
【事務フロー】



3 農用地利用集積計画のうち

利用権設定（転貸）計画作成

出し手・受け手の条件調整、受け手の耕作地調整、協議日程調整等により準備
※借入・貸付協議時点での手戻りを防ぐため、十分に調整すること



【個別の手順】

(1) 借入申出（「1 借入の手続き」と同様です）

1-1 貸付希望農用地調査票作成・提出（出し手）

【根拠：事業実施規程第7条、第9条】

- 農地所有者（出し手）は、貸付けを希望する農地について、調査票に必要事項を記載し、市町村に提出します。

1-2 貸付希望農用地調査票内容確認・送付（市町村）

【根拠：事業実施規程第4条各号、委託実施要領第3条（2）】

- 市町村は、農地所有者から提出のあった調査票について、次の事項を確認します。
 - ※ 公社が借受する農用地等に該当するか否か。下記に該当する場合は、公社が借受する農用地等としない。
 - ・農業委員会が再生不能と判定した遊休農地、その他農用地等として利用することが著しく困難な農用地等
 - ・土地の境界が未確定である等利用権設定上の支障がある農用地等
 - ※ 借受希望者が見込める農用地であるか否か。

1-3 貸付希望農用地調査票受理

1-4 農用地等貸付申込み一覧（借入様式4号）作成（公社）

【根拠：事業実施規程第7条第1項、第2項】

- 公社は、市町村から送付のあった調査票に基づき、農用地等貸付申込み一覧（借入様式4号）を作成します。
- ※ 上記のうち、直ちに借受希望者が見込めない農用地については、登録農地として整理し、閲覧に供します。

1-5 貸付希望農用地の申し出に対する結果通知（公社）

【根拠：事業実施規程第7条第2項、第3項】

- 公社は、農用地の整理結果について、市町村を通じて所有者に通知します。

1-6 貸付希望農用地の申し出に対する結果通知、借入申出方法説明（市町村）

1-7 借入申出（所有者）

1-8 農用地等の借入申出書（借入様式1号）作成（市町村）

【根拠：事業実施規程第7条第3項、委託実施要領第3条（2）】

- 市町村は、上記の整理結果を踏まえ、所有者に借入申出の方法等の説明を行います。
- ※ 説明、確認事項
 - ① 所有者、農地の所在（位置）、面積等の確認
 - ② 農地中間管理権を取得する農用地等の基準【規程第4条】の説明
 - ③ 貸借期間【規程第7条第6項】の説明
 - ④ 賃借料【規程第10条】の説明

- ・毎年 12 月 20 日までに出し手が指定した口座に公社が振り込むこと
- ⑤ 公社手数料【規程第 10 条】の説明
- ⑥ 共通事項（転貸、修繕費及び租税公課等の取扱い、返還時の原状復帰の限定等）の説明
- ⑦ 土地改良区賦課金等の状況確認（延滞、負担者）
- ⑧ 解除・解約【規程第 12 条】、利用条件改善【規程第 13 条】の手続きの説明
- ⑨ 貸付先ルール【規程第 8 条】の説明
- 市町村は、所有者からの借入申出に基づき、農用地等の借入申出書（借入様式 1 号）を作成します。
- ※ 添付書類
 - ・土地の登記事項全部証明書
 - ・位置図または公図の写し
- 借入申出書の作成に当たっては、「機構関連事業」が行われることがある旨、書面の交付により説明（様式該当部分にチェックを入れる）を行います。
- ※ 賃料支払及び契約データ管理のため、各筆明細の所定様式に加え、「データフォーマット」の作成・提出をお願いします。

1-9 協議日程調整、借入申出書送付（市町村）

【根拠：委託実施要領第 3 条（2）】

- 市町村は、所有者との調整により協議日程を決定し、公社に日程を通知します。
- 市町村は、借入申出書の本体書面及び添付書類を、電子データと併せて公社に送付します。

1-10 借入申出書受付、協議準備（公社）

- 公社は、借入申出書を受け付け、協議に必要な資料作成等準備を進めます。

【留意事項】

- ※ 実務上は、受け手と出し手のマッチングを円滑に行うため、貸付協議に向けた事務と並行して進めます。
- ※ また、受け手と出し手の条件（賃料等）の食い違いを避けるため、借入協議と貸付協議（各様式への押印）についても、同一の協議日程で行えるよう調整することが望ましいです。

（2）貸付申出

【根拠：法第 17 条、事業実施規程第 6 条、農地中間管理事業に係る農用地等の借受け希望者募集要項】

2-1 借受希望登録申出（借受希望者）

2-2 借受希望登録申出書送付（市町村）

- 借受希望者は、農用地等の借受け申出書（募集様式第 3 号）により、次の事項を募集区域ごとに市町村を通じて申し出ます。

- (1) 希望する農用地等の種別、面積その他希望する農用地等の条件
- (2) 借り受けた農用地等に作付けする作物の種別
- (3) 借受けを希望する期間
- (4) 農業経営の状況
- (5) 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由

2-3 借受希望内容確認・登録（公社）

- 公社は、応募のあった借受希望者（以下「応募者」という。）の情報を募集様式第6号により整理・登録するとともに、応募者の氏名又は名称、及び上記の(1)、(2)、(4)の情報を、ホームページで公表します。

（3）農用地利用集積計画のうち利用権設定（転貸）計画作成

3-1 利用権設定（転貸）案（貸付様式6号）作成（市町村）

3-2 利用権設定（転貸）案送付（市町村）

- 市町村は、借受希望者の意向を踏まえ、利用権設定（転貸）案（貸付様式6号）を作成し公社に送付します。

※複数の借受希望者が候補になる場合、優先順位の検討を十分に行うとともに、受け手の経営の効率化に資するよう、関係機関とも協議のうえ配分計画案を作成願います。

3-3 利用権設定（転貸）案受理（公社）

3-4 利用権設定（転貸）案について利害関係者に意見聴取（ホームページ公開）（公社）

- 【根拠：法第19条の2、事業実施規程第9条】
- 公社は、送付のあった農用地利用集積計画のうち利用権設定（転貸）案について、一定期間、公社ホームページに掲示し、利害関係者から意見を聴取します。
- 公社は、利害関係者から意見があった場合、市町村に通知します。

【留意事項（再掲）】

- ※ 利害関係者からの意見に基づき、利用権設定（転貸）案を変更する場合は、該当する農用地の受け手に通知し、調整のうえ変更する必要があります。

（4）借入・貸付協議

4-1 ①農用地等の借入に係る現地調査及び協議復命書作成（公社）

4-2 ②農用地利用集積計画作成申出書（借入様式2号の2）作成（市町村）

③農用地利用集積計画書（各筆明細）（借入様式3号）作成（市町村）

④農用地等の利用権設定（転貸）に係る同意書（借入様式3号の3）作成（市町村）

【根拠：委託実施要領第3条（2）】

- 公社及び市町村は、担当区分に従い、借入協議に必要な所定の資料を調製します。

4-3 ①②③④署名・押印（所有者）

4-4 ①署名・押印（市町村担当者）

- 借入協議の場において、所有者が記載内容を確認のうえ、署名・押印を行います。

※ 押印する印鑑の種類及び添付書類は、該当する市町村農業委員会事務局と確認

願います。なお、賃借料の振込口座の写しを添付しますが、使用貸借の場合は添付不要です。

- 市町村担当者は、①の書類について、所有者の署名・押印を確認したうえで、署名・押印を行います。

4-5 ①農用地等の貸付に係る現地調査及び協議復命書作成（公社）

4-6 ②農用地利用配分計画案準備（市町村）

4-5 ③貯金口座振替依頼書準備（公社）

【根拠：法第 19 条、委託実施要領第 3 条（3）】

- 公社及び市町村は、担当区分に従い、借入協議に必要な所定の資料を調製します。

4-7 ①②③署名・押印（借入希望者）

4-8 ①署名・押印（市町村担当者）

- 貸付協議の場において、借入希望者が記載内容を確認のうえ、署名・押印（認印または通帳印）を行います。
※ 借入希望者は振替口座の通帳（写）、振替口座の通帳印、住民票等を持参します。
- 市町村担当者は、①の書類について、所有者の署名・押印を確認したうえで、署名・押印を行います。

（5）農用地利用集積計画の決定（借入・貸付の決定）

5-1 農用地利用集積計画への同意に係る知事協議書（貸付様式 7 号）送付（公社）

- 公社は、農用地利用集積計画への同意に係る協議書（貸付様式 7 号）に農用地利用集積計画書（各筆明細）を添付し、県に送付します。
※迅速な事務手続きのため、利用集積計画に係る利害関係者の意見聴取手続きが終わった段階で（関係者の署名・押印がなくとも）、協議を行います。

5-2 知事協議書の受理（県）

- 県は、農用地利用集積計画への同意に係る協議書を受理します。

5-3 知事の同意（県）

- 県は、農用地利用集積計画に同意し、公社に通知します。

5-4 知事同意通知書作成、送付（公社）

- 公社は、農用地利用集積計画への県知事の同意があった場合、当該市町村に通知します。

5-5 農業委員会総会（農地部会）で議決・決定（農業委員会）

【根拠：基盤法第 18 条】

- 市町村は、農用地利用集積計画書を農業委員会に送付し、農業委員会総会（農地部会）での決定を踏まえ、農用地利用集積計画を定めます。

5-6 市町村公告（市町村）

5-7 公告通知文書送付（公社あて、受け手・出し手あて；市町村）

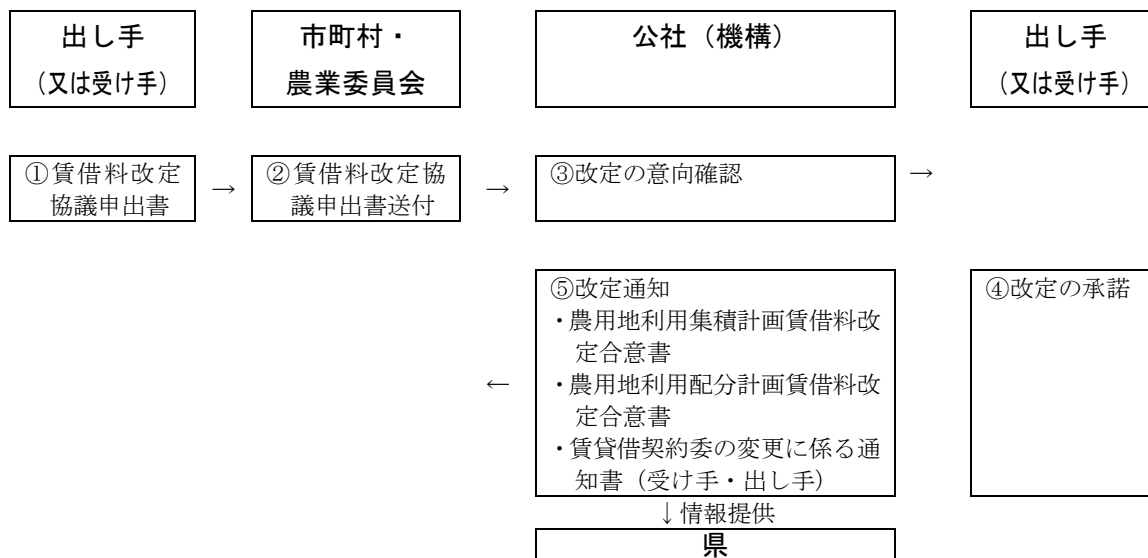
【根拠：基盤法第 19 条】

- 市町村は、決定した農用地利用集積計画を公告するとともに、公告した旨を公社並びに受け手・出し手に通知します。

3 契約内容に係る変更手続き

(1) 借賃（賃借料）の変更手続き

賃借料は、受け手または出し手いずれかの申し出を受け、公社との三者合意により変更できます。



【留意点】

- 変更は随時受け付けますが、当該年度の収受に適用できるのは、8月31日までに公社に申出が提出されたものに限り、9月以降に受理したものについては、翌年度の収受から適用となります。
- 使用貸借（賃料ゼロ）から賃貸借、または賃貸借から使用貸借に変更する場合は、原則、下記の手続きによります（内容変更で足りる場合もあります）。

ア) 使用貸借から賃貸借への変更

- ・ 借入、貸付ともに合意解約し、農地法第18条第6項に準じた手続きを経て、新たに農用地利用集積計画で借入れ、農用地利用配分計画で貸付けます。
- ・ ほ場整備地区で面工事の施工により一定期間、使用貸借（賃料無し）し、その後、賃貸借となる場合は、農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の「共通事項」の文言の中で整理することとし、新たな農用地集積計画及び農用地利用配分計画に係る手続きは行わないこととします。この際、各筆明細に賃料の額を記載しておき、共通事項で当該期間の賃料は授受しないことを記述等で整理します（なお、面工事後の換地により地目が変更する場合等、賃料が変更する場合等の取扱いは、個別に御相談願います）。

イ) 賃貸借から使用貸借への変更

- ・ 借入、貸付ともに合意解約し、農地法第18条第6項に準じた手続きを経て、農用地利用集積計画で借入れ、農用地利用配分計画で貸付けます。（(1)のアと同様）

（２）出し手の変更（相続等による所有権移転）に係る名義変更手続き

① 相続によるもの

- 相続（死亡等）による名義変更が生じる場合、相続登記が完了か未了かにより、手続きが異なります。

ア）相続登記完了の場合

- ・ 「賃借料の振込先変更について」（様式○号）に必要書類を添付し、（市町村（農業委員会）を経由して）公社に申し出ます。

イ）相続当期未了の場合

- ・ 相続人のいずれか１名の「賃借料の振込先変更について」（様式○号）の申し出により、５年を超えない範囲で、契約期間満了までは出し手として引き続き契約が可能です。
- ・ 契約期間満了時まで、①相続登記を完了する、②相続人の過半の合意に基づき代表者を決定する、③相続人の過半が不明の場合、改正基盤強化法に基づき、農業委員会の探索・公示手続きを経て不明の者の同意を得たものとみなす、のいずれかの方法により、契約を更新することが可能となります。

② 権利移転によるもの（売買等）

- 借入、貸付ともに合意解約する必要があります。そのうえで、農地所有者が引き続き貸借を希望する場合は、農地法３条要件等の確認を行ったうえで、新たに農用地利用集積計画で借入れ、農用地利用配分計画で貸付けます。

（３）受け手農家の変更（利用権の移転）手続き

受け手のやむを得ない事情により賃借権を第三者に移転する際には、受け手と公社が合意解約のうえ、新たな農用地利用配分計画で貸し付けます。

ただし、受け手同士による農地集積・集約化のための交換等で、新たな受け手が契約内容（賃料等）を変更せず、残存契約期間についてのみ権利を承継する場合は、解約手続きは不要です。

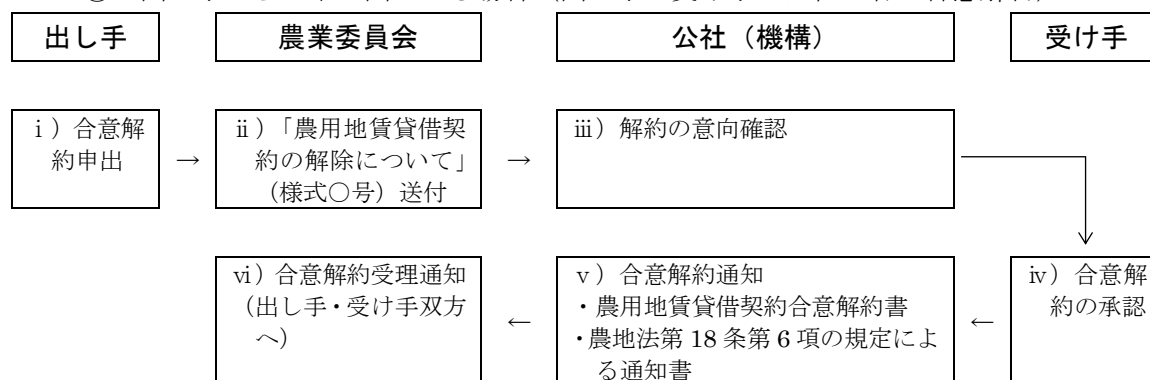
また、受け手の経営移譲や死亡による相続の場合は、後継者（相続人）に利用権が自動的に移転しますので、解約手続きは不要です。

なお、解約手続きが不要な場合でも、賃料支払に係る振替口座の変更手続きは必要ですので、もれなく手続きをお願いします。

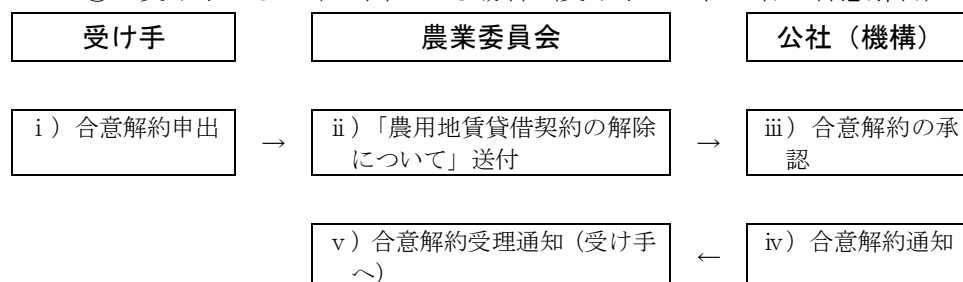
(4) 解約の手続き

受け手・出し手のやむを得ない事情その他の理由により賃貸借契約を解約するときは、次の手続きにより行います。

① 出し手からの申し出による場合（出し手・受け手・公社3者の合意解約）



② 受け手からの申し出による場合（受け手・公社2者の合意解約）



③ その他

○ 公社は、農地中間管理権を有する農用地等が次のいずれかに該当するとき、農地中間管理権に係る契約を解除する場合があります。

ア 出し手との解約：事業実施規程第11条に基づき次のいずれかに該当する場合

- ・農地中間管理権を取得後、2年を経過してもなお貸付けの見通しがたたないとき
- ・災害その他の事由により、農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき

イ 受け手との解約：公益社団法人岩手県農業公社が所管する農地の転貸及び貸付に係る借賃等徴収要領（平成30年12月7日理事長決裁）第8条に基づき、借賃及び手数料が請求した年度内に完納されない場合

(5) 換地に伴う地積変更の手続き

換地に伴う地積変更がある場合は、内容変更により対応します。

(6) その他

契約者の変更を伴わない住所や氏名、口座情報の変更が生じた場合は、所定の様式により、（市町村・農業委員会を通じて）速やかに公社に御連絡ください。

VI 參考資料

登録農地の募集について

1 登録農地の取扱いについて

登録農地は、農地の所有者から農地を貸したいという情報を、業務委託をしている市町村を通じて、農地中間管理機構が情報収集するものです。

登録農地の情報は、農業公社（地区担当及び農地コーディネーター）、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員等が共有するとともに担い手経営体に情報提供し、農地の利用調整活動に活用し、借受希望者が見込まれた時点で機構が借り受けます。

※ 登録農地：所有者が貸付を希望している農地で、借受希望者が見込めない農地
【具体例】

- ア 土地改良賦課金未納地等 イ 狭隘・極小 ウ 土壌不良
エ 用排水等不良 オ 日照条件不良
カ その他耕作条件が劣っている農用地等

ただし、荒廃農地として区分されたものや利用上の支障がある農用地等を除く

- ・荒廃農地 再生可能（A分類）及び再生困難（B分類）
- ・利用上の支障がある農用地等

【具体例】

- ア 境界未確定 イ 権利関係未確定 ウ 近隣とのトラブル
エ その他通作道がない等利用上の支障がある農用地等

2 機構による借入、登録等の整理



荒廃農地調査

	再生可能な荒廃農地 A分類	再生困難な荒廃農地 B分類
--	------------------	------------------

遊休農地調査(農地法)

	2号遊休農地	1号遊休農地	
--	--------	--------	--

利用の可能性から
見た区分

機構の区分

【利用上支障がある農地】 借入、登録しない 実施規程4条の(2)		1号遊休農地 借入、登録しない。 ただし、再生計画等 が作成され、確実に 実施が見込まれる場 合は借入（4条(1)後 段）	借入、登録しない （4条(1)前段）
【借入希望者が見込めない】 登録する 4条(3)	2号遊 休農地		
【上記以外】 借り入れる			

造木農業者の政策と農村中管理業務の統一

※※1 農地法第30条及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領

※2 農地法第32条

※3 「農地法の運用について」第3の5の(3)

※4 休耕農地対策制度と農地中間管理事業に関する事務手続きの制定及び公表について（平成30年3月20日付け岩農公発第2365号）

※5 平成29年10月30日付29経営第1751号経営局課長通知

※6 「利用意向調査を行った遊休農地の農地中間管理機構への情報提供及び農地中間管理機構による判断に係る留意事項等について」(平成29年10月30日付け29経営第1751号 農林水産省経営局農地政策課長名通知)

※7 農地法第36条

※8 農地法第35条第1項
※9 遊休農地対策制度と農地中間管理事業に関する事務手続きの制定及び公表について（平成30年3月20日付け岩農公発第2365号）

※10 「利用意向調査を行った遊休農地の農地中間管理機構への情報提供及び農地中間管理機構による判断に係る留置事項等について」(平成29年10月30日付け29経営第1751号 農林水産省経営局農地政策課長名通知)

※11 一部改正 (平成30年5月30日付岩農公発第256号)

